

EUにおけるオープン・インターネット政策と BERECの役割からみる日本への示唆

寺田麻佑^{†1} 板倉陽一郎^{‡2}

EUにおいては、オープン・インターネットのための法整備として、EU域内でのローミング撤廃と、「ネット中立性」に関する新規規則が2015年に採択された。その結果、2017年6月から、EU域内ではローミング料金がなくなることとなる予定である。また、ネットの中立性に関しては、EU新規規則のガイドラインがBERECによって2016年8月に出された。本稿においては、EUにおけるオープン・インターネット政策とBERECの役割を見ることにより、日本への示唆を得ることとする。

Open Internet Policy in the EU and a Suggestion to Japan from the Role of BEREC

MAYU TERADA^{†1} YOICHIRO ITAKURA^{‡2}

In the EU, a new regulation regarding the elimination of roaming fee within the EU region and the "net neutrality" was adopted in 2015 as legislation for open Internet. As a result of this new regulation, roaming fee will be expected to be abolished from June 2017 within the EU region. As for the net neutrality, a guideline of the EU's new regulation was issued in August 2016 by BEREC. In this paper, suggestions to Japan will be considered by looking at the role of BEREC and the open Internet policy in the EU.

1. 問題の所在—オープン・インターネットに関する議論

オープン・インターネットという言葉は、ネットワーク上のトラフィックの負担の在り方や、その規制をどのように考えるべきなのかということに繋がる問題を包含している。すなわち、オープン・インターネットは、皆に（平等に）開かれたインターネット利用という意味を有し、ネットの中立性に関する問題として、インターネットを公平に、差別なく利用できることを目標とする政策としても、また、その一環として、ブロードバンドインターネット接続事業者(ISP: Internet Service Provider, 以下ISPという)によって、意図的にインターネット上の情報流通が訴外されることがないように規制しようとする政策としても議論されている。

このオープン・インターネットの問題については、日本においても議論が続けられていることはもちろん、米国においても、FCCによってネットの中立性に関する規則が定められている。特にオバマ政権時代(2008年から2016年)においては、オバマ大統領自ら、合法的なウェブサイトやサービス、コンテンツが遮断されたり、意図的な減速をされるべきではないこと、いかなるサービスも料金の支払いによる優先的措置を受けることがあってはならないことといった具体的な内容を含めて、ISPがすべてのインターネットトラフィックを同等に扱うことが大事であり、そのことがネット中立性の原則であるとして、FCCがネットの中立性を推進することを強力に推進していた[2]。

本稿においては言及のみにとどめるが、近年のFCCによるオープン・インターネットに関する規則は2015年2月26日に採択され、同6月12日に発効している。この規則は1996年電気通信法706条第二章に基づくものであり、インターネット上の自由な表現とイノベーションを保護し、全国のプロードバンドネットワークに対する投資を促進するとともに、消費者と企業が高速かつ公平に、オープンなインターネットにアクセスができるように規制を行うものである、と説明されている3。

また、日本においては、2005年10月より総務省総合通信基盤局において開催されていた「IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会」のなかでネットワークの中立性の確保についても議論がなされた4。また、「ネットワークの中立性に関する懇談会」(座長: 林敏彦放送大学教授)においても、2006年から2007年にかけて議論がなされていた5。

その後、ネットの中立性に関する検討に関するものとしては、2013年11月から2015年7月まで開催された「インターネットのサービス品質計測等の在り方に関する研究会」があった6。

このように、日本においても、米国においても、オープン・インターネットに関する議論はいろいろなされているところ、特に近年は、動画サイトの増加や音楽コンテンツの配信などを巡り、特定の(特に大手の)ISPがファスト・レーン(より高い料金を払った)利用者により有利に利用させる問題、もしくは特定のサービス(例えば特定の音楽配信等)については料金にカウントしないといったゼロ・レーティングの問題をどのように考えるべきかといった問題が世界中で生じてきている。このような状況

^{†1} 国際基督教大学教養学部准教授
Associate Professor of Law, College of Liberal Arts, International Christian University

^{‡2} 弁護士・ひかり総合法律事務所
Attorney at Law, Hikari Sogoh Law Offices

のなか、日本においては、どのようにネットの中立性について今後考えていくべきなのかに関しても、改めて検討すべき課題が生じてきているものと言えよう。

その点に関しては、特に、「インターネットを公平に、差別なく利用できること」という概念を中心として、ネットワークの中立性についての議論が、改めて進められている EU における議論が参考となるものと考えられる。すなわち、EU においては、オープン・インターネットのための法整備として、EU 域内でのローミング撤廃と、「ネット中立性」に関する新規則が 2015 年に採択されている。その結果、2017 年 6 月からは、EU 域内ではローミング料金がなくなることとなる予定である。また、ネットの中立性に関しては、EU 新規則の解釈に関するガイドラインが BEREC によって 2016 年 8 月に出されるなどして、着実にネットの中立性に関する規制枠組みが整いつつある。

そこで、本稿においては、EU におけるオープン・インターネット政策と BEREC の役割を見ることにより、日本への示唆を得ることとしたい。そのうえで、今後優先的に検討すべき課題について、現状の把握を行い、今後の課題について検討を行う。

2. EU における新たな規則

EU は、2015 年 1 月に、ネットの中立性の問題を含むオープン・インターネットに関する新しい規則を発表した。この新しい規則に関しては、2013 年ごろからドラフトの作成がはじまっていたものであるが、最終的な成立に至るまで（他の規則制定でも同様であるが）、ステークホルダーからの意見聴取を含め、各国の規制機関を含め、規制の内容に関する様々な交渉と調整が EU 内において行われた結果のものである。また、この新しい規則は、欧州デジタル単一市場戦略の一環をなすものである。

2.1 新たな規制の中身—オープンなインターネットアクセスに関する条文

新規則は、ローミングの撤廃も含め、インターネットへのアクセスをより EU 圏内においては公平に、平等にするというものである。その概要としてはすべての EU 市民がオープンなインターネットへのアクセスを確保されなければならない、すべてのコンテンツやサービスプロバイダーは、高品質なオープン・インターネットを通じ、サービスを提供可能とする必要があるとされる。

この新規則の発効後は、たとえばネットの中立性に関しては、インターネットの遮断や抑制は、EU においては違法となると説明されている。具体例としては、利用者は、購読している申し込みに関係なく、お気に入りのアプリを自由に使用することができるようになる」と説明されている。現状においては、多くの携帯電話会社が Skype, Facetime

などのアプリをブロックしていたり、これらのサービスを許可するために余分なお金を要求していたりするが、これらの行為は、今後は違法となる。

以下においては、オープンなインターネットアクセスの保護に関する、本規則の中でも一番重要と考えられる条文を示す。

第 3 条 [全訳] オープンなインターネットアクセスの保護⁷

1. エンドユーザは、インターネットアクセスサービスを介して、エンドユーザまたは提供者の位置、もしくは情報、コンテンツ、アプリケーションまたはサービスの発信地、着信地、所在地に関係なく、情報およびコンテンツにアクセスし、またそれらを配信し、アプリケーションおよびサービスを利用および提供する権利を持たなければならない。本項はコンテンツ・アプリケーションあるいはサービスの合法性に関する欧州連合の法律または EU 法を遵守する国内法に反するものではない。
2. 商業的及び技術的条件、または料金、データ量又は速度、インターネットアクセスサービスの提供者によってなされる何らかの商業的慣行といったインターネットアクセスサービスの特性に関するインターネットアクセスサービスの提供者とエンドユーザの間の協定は、第 1 項に定めるエンドユーザの権利の行使を制限しないものとする。
3. インターネットアクセスサービスの提供者は、送信者および発信者にかかわらず、アクセスまたは配信されるコンテンツにかかわらず、利用されまたは提供されるアプリケーションまたはサービス、または利用される端末装置にかかわらず、差別、制限もしくは干渉なしに、すべてのトラフィックを同等に扱うものとする。

この第一サブパラグラフは、インターネットアクセスサービスの提供者が行う、妥当なトラフィック管理措置の実施を妨げない。かかる措置は、妥当であるとみなされるために、透明かつ非差別的かつ比例的であることが必要であり、また、商業的な考慮ではなく、特定のトラフィック分野における客観的に異なった技術的なサービス品質要件に基づくものとする。そのような措置は、特定のコンテンツをモニターするものではなく、また、必要以上に長く継続されてはならない。

インターネットアクセスサービスの提供者は、第 2 サブパラグラフに定める事項を超えたトラフィック管理を行ってはならず、また、特に必要な場合、また以下のために必要な期間を除き、特定のコンテンツ・アプリケーションまたはサービスを遮断し、遅延させ、変更し、制限し、干渉し、品質を劣化させ、あるいはそれらの間での差別を行ってはならない。

(a) インターネットアクセスサービスの提供者が従うべき EU の法律に従うため、あるいは裁判所ないし関連する権限を付与された公的機関を含めた EU 法に従った国内法のために実施される EU 法に従った措置に従う国内法を遵守するため。

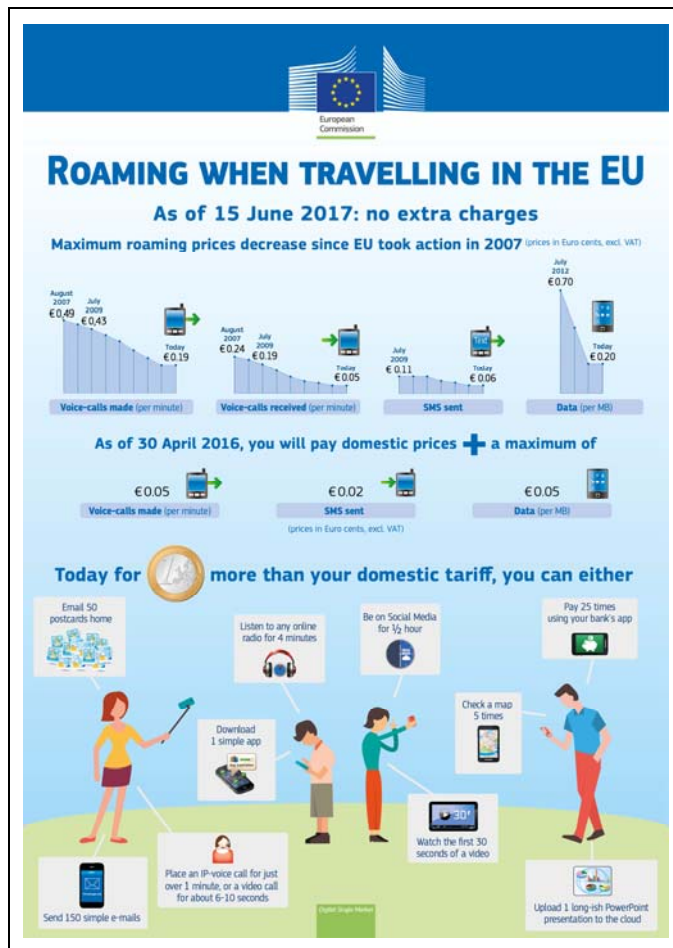
(b) ネットワーク、および、そのネットワークによって提供されるサービス、エンドユーザの端末との統合性とセキュリティを守るため。

(c) 同等のトラフィック分野が同党に扱われる場合においては、ネットワークの混雑の発生を回避するため、例外的または一時的なネットワークの混雑の影響を緩和するため。

4. いかなるトラフィックの管理措置も、第三項に述べる目的を達成するために、加工が必要であって、比例的である場合にのみ、個人データの加工を行うことができる。孫化工は、欧州議会及び EU 理事会指令 95/46/EC に基づいて実施される。トラフィックの管理措置はまた、欧州議会及び EU 理事会指令 2002/58/EC に基づくものとする。

5. インターネットアクセスサービスの提供者を含む公衆向けの電子通信の提供者、コンテンツ、アプリケーションやサービスの提供者は、最適化がコンテンツ・アプリケーションまたはサービスの特定の品質水準のために必要な場合、特定のコンテンツ、アプリケーションやサービス、またはそれらの組合せに最適化されたインターネットアクセスサービス以外のサービスを自由に提供できる。

インターネットアクセスサービスの提供者を含む公衆向け電子通信の提供者は、提供されたネットワーク容量に加えて、それらを十分に提供できる場合にのみ、それらサービスを提供し、または利用することができる。それらのサービスは、インターネットアクセスサービスの代替として利用されたり、あるいは提供されたりしてはならず、また、エンドユーザに対するインターネットアクセスサービスの利用可能性や一般的な品質を損なうものであってはならないものとする。



(参考：欧州を旅行する際のローミングチャージに関する EU 広報[8])

ローミング料金に関しては、今回の新しい EU 規則によって、2017 年 1 月現在よりあと半年以内に、EU 内には存在しなくなる、と説明されている。すなわち、消費者は、国境を越えて EU 内を移動している場合において、電話やテキストメッセージ、モバイルデータに関してすべて同じ料金を支払うこととなり、自宅のある国から別の EU 内の国に電話をかけるときに新たな手数料が課されることはなくなる、という。

なお、EU におけるローミング料金は、規則が制定された 2015 年以降の、特に 2016 年 4 月からは既に、かなり安くなっている。すなわち、通信事業者が課しているローミング料金は、国内通話料金については最大 0.05 ユーロであり、SMS 送信に対しては最大 0.02 ユーロであり、また、データの MB 当たりの上乗せに関しては最大 0.05 ユーロ、となっている。

2.2 新たな規制の中身と批判

EU のネット中立性に関する規則は、上記 3 条により、以下のことを定めていることが分かる。すなわち、混雑解消などのための一時的なトラフィック管理を含め、一般的なトラフィック管理を認めている。また、特定コンテンツ

やアプリケーション、サービスへのアクセスの遮断やトラフィックを遅延させる行為(ブロッキングやスロー・ダウン)は一般的に禁止している。

もっとも、速度や品質の「最適化」が必要な、特定のコンテンツ・アプリケーション・サービスについては、ネットワーク容量に余裕がある範囲において、その提供を認めている(コンテンツ・アプリケーションやサービスの最適化)。また、特定のコンテンツ等へのアクセスやトラフィックについて、事業者やユーザー間の商業的な慣行や協定を基本的に認めている(商業的慣行や協定の容認)。

また、新規則第4条は、オープンインターネットアクセスを確保するための透明性対策を定めている。

これらの内容を包含する欧州のネット中立性に関しては、以下のような批判がなされている。たとえば、ネット中立性規則に関する批判に関する報道によれば、この規則が、いくつかの抜け穴によって致命的に傷つけられているという。

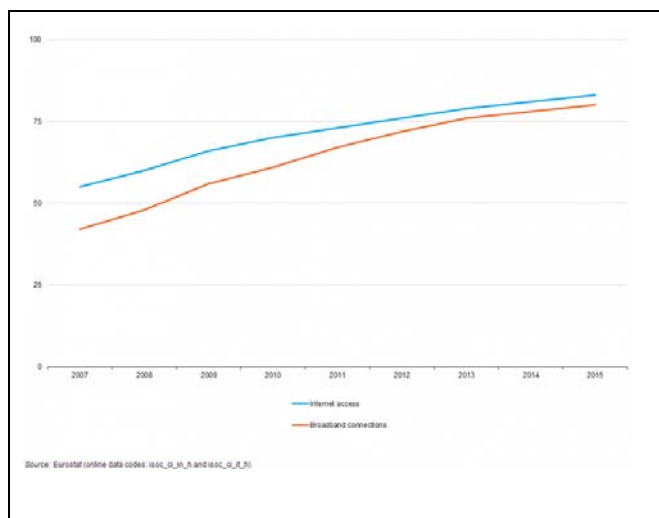
それらは、高速レーン(Fast Lanes): 広く定義された「スペシャライズド サービス」という例外によって、ISPが、料金を支払うことが可能な企業にのみ高速レーンを提供することが認められていることや、ゼロ・レーティング(Zero-rating): 一般的にゼロ・レーティングを認めており、規制機関には非常に限定された監督権限を与えていること、クラスベースの差別(Class-Based Discrimination): ISPに対してクラスの定義そのものを許しており、そのことによって、実際にはネットワークの混雑がなかったとしても、それら特定のクラスのトラフィックの速度のアップダウンが可能となっていることなどがあげられている。

さらに、混雑の差し迫った予見に基づく管理(Impending Congestion Management): 非常に主観的な管理基準がISPに対して、実際には混雑していない時間においても、いつでもトラフィックの速度ダウンを行う権利を与えている。という批判もなされている。

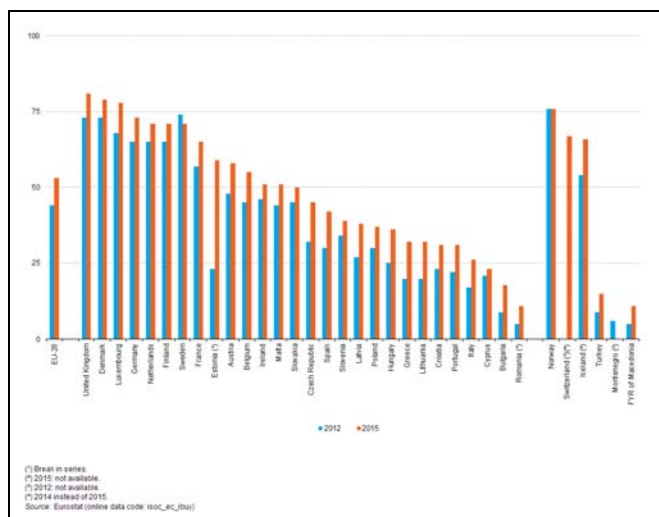
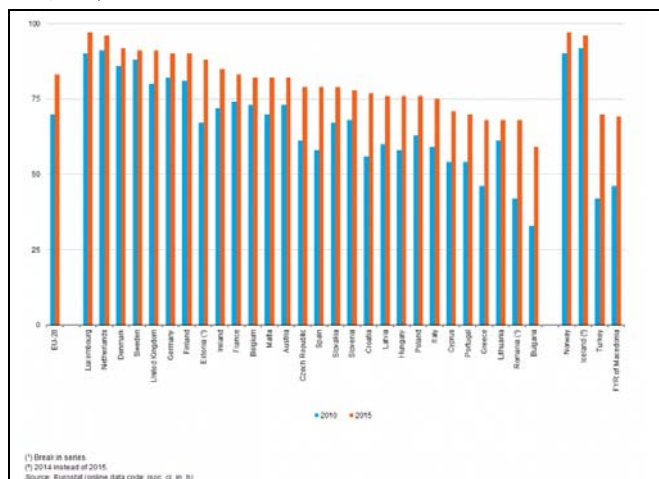
2.3 欧州におけるインターネットの利用

以下においては、今回の規制の背景となっている、欧州全体におけるインターネットの利用に関する統計を以下に示す。

まず、インターネットのブロードバンドアクセスに関する統計について、ブロードバンドアクセスが2007年と比較してかなり増加していることを示す図は以下の通りである(まだ、2017年1月現在28か国である。)



次に、欧州の



以上は、インターネット上においてモノや食べ物、飲み物等を注文した人の割合を示した図である9。

これらのデータからは、インターネットの利用の普及と同時に、多くの人にとって、インターネットの利用が日常生活を送るうえで、必要不可欠な存在となっていることも

読み取ることができる。

3. BERECによるガイドライン制定とBERECの役割

3.1 BERECの基本的役割

BEREC (Body of European Regulators for Electronic Communications, 欧州電子通信規制者団体) は、EU における 2009 年のテレコム改革パッケージの一環として、Regulation EC 1211/2009 of the European Parliament and the Council of 25 November 2009 establishing the Body of European Regulators for Electronic Communications (BEREC) and the Office (欧州電子通信規制者団体 (BEREC) と事務局を設立する規則、以下、「BEREC 及び事務局設立規則」又は単に「設立規則」という。) によって設立され、その活動を 2010 年 1 月に開始した団体であり、これまでも様々な観点から EU の電子通信規制に関するレポートや勧告を出し、各国規制機関を調整する役割を果たしている団体である。

BEREC は電気通信分野における(特に各国の)規制者の代表が集まる団体ではあるが、欧州委員会との関係等を踏まえ、それ自体は EU における正式な組織とはなっていないところの一つの特徴を備えている。もっとも、BEREC 事務局は EU における正式の組織 (Community Body) となっている (年間予算は約 4 億円であり、そのほぼすべてが事務局人件費に充てられている) 10。すなわち、BEREC は、同事務局に支えられた組織として、ある種の独立性を保った調整機関として成立しているのであり、特に欧州委員会と各加盟国の規制当局との間の調整機関と位置付けられているものである。

その観点からは、欧州全体のテレコムポリシーに関する EU としての提案や決定に重要な役割を果たすことをも期待された調整機関となっている。

このような、BEREC に期待される役割は、BEREC 及び事務局設立規則の目的規定からはっきりと読み取ることができ、その目的規定によれば、「電子通信規制枠組み指令について、EU 域内において一貫性を有する方法で適用することを促進し EU 単一市場の発展に貢献すること」とされている。その目的規定は、具体的には以下のようなものである[11]。

1) 加盟国規制機関 (NRAs) の間で EU の規制枠組みの導入に関する共通の適用方法、手段、ガイドライン等に関する最適な規制の実施を検討して普及させること[12]。

2) 欧州委員会の決定やガイドライン、勧告の草稿についてオピニオン (意見) を提出すること[13]。

3) 欧州委員会からの要請に基づき、もしくは BEREC 自体のイニシアティブに基づき、必要な場合、またその能力の範囲内のあらゆる問題につき、欧州議会や閣僚理事会

に助言や意見 (レポート) を提出すること[14]。

4) 第三者機関との議論に関して関係機関を支援すること。加盟国規制機関 (NRAs) が BEREC に提出する市場の確定や支配的事業者の特定、事前規制措置の実施に関する政策案に異見を与え、また、加盟国規制機関 (NRAs) が例外的方法を実施することを許可もしくは不許可とするための意見を提出すること。

ここに規定されているように、BEREC は表明する意見を採択等する前に関係者の意見を聴く義務があり、また、加盟国規制機関 (NRAs) と欧州委員会も、最大限 BEREC の意見をきき、その意見に配慮する必要があるのである。

この点については、BEREC の存在意義が、まさに域内電気通信市場のハーモナイゼーションを促進する点にあるものであり、また、特定の EU としてのテレコムポリシーの推進を促進するものでもであると分析することができる。

3.2 BERECによる新たなガイドライン

BEREC による、EU の新しいオープン・インターネットの中でも特にネットの中立性規則の実施に関するガイドラインは、2015 年 11 月 25 日の欧州議会および理事会規則 (EU) 2015/2120 第 5 条 (3) に基づいて作成されたものである。すなわち、条文のなかに、詳細は BEREC によるガイドラインに規定するということが書かれているのである。この BEREC によるガイドラインによって、各国の規制機関 (NRA) の義務の履行に関するガイダンスが提供されている。

具体的には、新規則の第 3 条および第 4 条に規定されているインターネットアクセスサービスおよび関連エンドユーザに対して、トラフィックの均等かつ無差別な取り扱いを保護するために規則の遵守を行わせることを目標としており、そのために各国規制機関を厳密に監視し、確実に本件 EU の新規則を守らせる各国の義務を見守るものである。なお、ここにいう各国の義務とは、新規則第 3 条及び第 4 条に定められた、インターネットアクセスサービスに関する平等かつ無差別なトラフィックの取扱い及び関連するエンドユーザの権利を確保し、規則の遵守を監視することである。

このように BEREC の役割には、各国規制機関への勧告も含まれており、各国規制機関は、BEREC によるガイドラインを最大限考慮する必要があるとされている。この新しい BEREC のガイドラインは、EU の規制の一貫した適用に貢献し、また、ステークホルダーの規制を確実に履行することに貢献するものでなければならない、と説明されている。

結局、今回のオープン・インターネットに関する規則は、その運用のガイドラインを BEREC が策定し、BEREC が深くかかわっていることに大きな特徴がある。なお、BEREC は、2014 年ころから、既にすでにネットの中立性に関するレポートを発表してきていた。

4. おわりに

もともと、EU において、実際にオープン・インターネットの原則の規則の適用がどのようなものになるのかについては、今後の運用の在り方にかかってくることが多い。特に、BEREC の詳細なガイドラインに基づく各国の執行にもかかってくる所が大きいものといえ、今後の様子を見るべきであろう。また、日本においてどのように参考とできるのかについては、まだ未知数な部分がある。

参考文献

- [2] たとえば、2014 年の 11 月 10 日にアメリカ合衆国のウェブサイトにおいてオバマ大統領がネットの中立性を推進する動画メッセージを出すなどしていた。当時のウェブサイトのアドレスは <http://www.whitehouse.gov/net-neutrality> であった。もともと、当該動画のウェブページは、トランプ大統領（共和党）に政権移行した現在、政府ウェブサイトからは完全に削除されており、現在アクセスしても、'Sign up for updates from President Donald J. Trump!' というメッセージとともに現れるトランプ大統領の写真のサイトに転送されるようになっている（2017 年 1 月 25 日確認）。なお、参照、<https://www.fcc.gov/ge> <https://www.fcc.gov/general/open-internetneral/open-internet> (2017 年 1 月 25 日最終閲覧)。
- [3] See, <https://www.fcc.gov/general/open-internet>. (2017 年 1 月 25 日最終閲覧)
- [4] 参照、総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課「報道資料『IP 化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会』の開催」http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/daijinkanbou/051021_2.pdf (2017 年 1 月 25 日最終閲覧)。この懇談会において、ネットワークの中立性については、以下のような結論が示された。すなわち、利用者の視点から、①利用者が IP 網を自由に利用して、コンテンツ・アプリケーション・レイヤーに自由にアクセス可能であること。②利用者が技術基準に適合した端末を、IP 網に自由に接続し、端末間の通信を柔軟に行うことが顔面であること。③利用者が通信レイヤー（物理網レイヤー・通信サービスレイヤー）及びプラットフォームレイヤーを適正な対価で公平に利用可能であること。
- [5] 参照、ネットワークの中立性に関する懇談会「ネットワークの中立性に関する懇談会 報告書」2007 年 9 月 http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/283520/www.soumu.go.jp/s-news/2007/pdf/070920_6_bt.pdf (2017 年 1 月 25 日最終閲覧)。最終報告書における結論として、「①消費者が、ネットワーク（IP 網）を柔軟に利用して、コンテンツ・アプリケーション・レイヤーに自由にアクセスすることが可能であること、②消費者が、技術基準に合致した端末をネットワーク（IP 網）に自由に接続し、端末間の通信を自由に行うことが可能であること、③消費者が、通信レイヤーおよびプラットフォームレイヤーを適切な対価によって、公平に利用することが可能であること」といった原則が示された。そして、具体的なネットワークの中立性に関する問題として、「ネットワークのコスト負担の公平性」と「ネットワーク利用の公平性」の 2 つの項目が検討され、帯域制御に関するルール策定について、2007 年 9 月、電気通信事業関連 4 団体（日本インターネットプロバイダー協会、電気通信事業者協会、テレコムサービス協会、日本ケーブルテレビ連盟）による検討をうけた提言を踏まえ、2008 年の 5 月に「帯域制御の運用基準に関するガイドライン」が「帯域制御の運用基準に関するガイドライン検討協議会」によって公表されるなどした。
- [6] この研究会においては、利用者が適切な情報に基づき、インターネット接続サービスの契約を行うことが可能な環境を整備することを目的とし、利用者が実際に利用できる通信速度である実効

速度等のサービス品質計測等の在り方や必要な方策の検討が行われていた。参照、インターネットのサービス品質計測等の在り方に関する研究会「インターネットのサービス品質計測等の在り方に関する研究会 報告書」平成 27 年 7 月

http://www.soumu.go.jp/main_content/000371343.pdf (2017 年 1 月 25 日最終閲覧)。

[7] Article 3

Safeguarding of open internet access

1. End-users shall have the right to access and distribute information and content, use and provide applications and services, and use terminal equipment of their choice, irrespective of the end-user's or provider's location or the location, origin or destination of the information, content, application or service, via their internet access service.

This paragraph is without prejudice to Union law, or national law that complies with Union law, related to the lawfulness of the content, applications or services.

2. Agreements between providers of internet access services and end-users on commercial and technical conditions and the characteristics of internet access services such as price, data volumes or speed, and any commercial practices conducted by providers of internet access services, shall not limit the exercise of the rights of end-users laid down in paragraph 1.

3. Providers of internet access services shall treat all traffic equally, when providing internet access services, without discrimination, restriction or interference, and irrespective of the sender and receiver, the content accessed or distributed, the applications or services used or provided, or the terminal equipment used.

The first subparagraph shall not prevent providers of internet access services from implementing reasonable traffic management measures. In order to be deemed to be reasonable, such measures shall be transparent, non-discriminatory and proportionate, and shall not be based on commercial considerations but on objectively different technical quality of service requirements of specific categories of traffic. Such measures shall not monitor the specific content and shall not be maintained for longer than necessary.

Providers of internet access services shall not engage in traffic management measures going beyond those set out in the second subparagraph, and in particular shall not block, slow down, alter, restrict, interfere with, degrade or discriminate between specific content, applications or services, or specific categories thereof, except as necessary, and only for as long as necessary, in order to:

- comply with Union legislative acts, or national legislation that complies with Union law, to which the provider of internet access services is subject, or with measures that comply with Union law giving effect to such Union legislative acts or national legislation, including with orders by courts or public authorities vested with relevant powers;
- preserve the integrity and security of the network, of services provided via that network, and of the terminal equipment of end-users;
- prevent impending network congestion and mitigate the effects of exceptional or temporary network congestion, provided that equivalent categories of traffic are treated equally.

4. Any traffic management measure may entail processing of personal data only if such processing is necessary and proportionate to achieve the objectives set out in paragraph 3. Such processing shall be carried out in accordance with Directive 95/46/EC of the European Parliament and of the Council (10). Traffic management measures shall also comply with Directive 2002/58/EC of the European Parliament and of the Council (11).

5. Providers of electronic communications to the public, including providers of internet access services, and providers of content, applications and services shall be free to offer services other than internet access services which are optimised for specific content, applications or services, or a combination thereof, where the optimisation is necessary in order to meet requirements of the content, applications or services for a specific level of quality.

Providers of electronic communications to the public, including providers of internet access services, may offer or facilitate such services only if the network capacity is sufficient to provide them in addition to any internet access services provided. Such services shall not be usable or offered as a replacement for internet access services, and shall not be to the detriment of the availability or general quality of internet access services for end-users.

[8] See,

<https://ec.europa.eu/digital-single-market/en/news/new-rules-roaming-charges-and-open-internet> (2017 年 1 月 25 日最終閲覧)

- [9] See,
http://ec.europa.eu/eurostat/statistics-explained/index.php/Digital_economy_and_society_statistics_-_households_and_individuals. (2017年1月25日最終閲覧)
- [10] MC(14)102 p.6.
- [11] See, Regulation (EC) No. 1211/2009 of the European Parliament and the Council of 25 November 2009 establishing the Body of European Regulators for Electronic Communications (BEREC) and the Office, Articles 2 and 3.
- [12] See, above Regulation (EC) No. 1211/2009. Article 1(4).
- [13] See, above Regulation (EC) No. 1211/2009. Article 2(c).
- [14] See, above Regulation (EC) No. 1211/2009. Article 2(d).